

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模）

第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、そ

それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地 域 又 は 区 域	敷 地 面 積 の 規 模 (単位 平方メートル)
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居 地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住 居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五中第二十八号を第四十号とし、第二十三号から第二十七号までを十二号ずつ繰り下げ、第二

十二号の二を第三十四号とし、第二十号から第二十二号までを十一号ずつ繰り下げ、第十九号の二を第三十号とし、第十九号を第二十九号とし、第十八号の二を第二十八号とし、第十八号を第二十七号とし、第十七号を第二十六号とし、第十六号の二を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可第二条の五中第十六号を第二十三号とし、第八号から第十五号までを七号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号の四を第十二号とし、第六号の三を第十一号とし、第六号の二を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の四を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第三条第一項中第三十七号を第六十二号とし、第三十四号から第三十六号までを二十五号ずつ繰り下げ、第三十三号の二を第五十八号とし、第三十一号から第三十三号までを二十四号ずつ繰り下げ、第三十号の二を第五十四号とし、第二十六号から第三十号までを二十三号ずつ繰り下げ、第二十五号の二を第四十八号とし、第二十五号を第四十七号とし、第二十四号の二を第四十六号とし、第二十四号を第四十五号とし、第二十三号の二を第四十四号とし、第二十一号から第二十三号までを二十号ずつ繰り下げ、第二十号

の二を第四十号とし、第二十号を第三十九号とし、第十九号の二を第三十八号とし、第十九号を第三十七号とし、第十八号の六を第三十六号とし、第十八号の五を第三十五号とし、第十八号の四を第三十四号とし、第十八号の三を第三十三号とし、第十八号の二を第三十二号とし、第十八号を第三十一号とし、第十七号の三を第三十号とし、第十七号の二を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項

第三条第一項中第十七号を第二十七号とし、第十三号から第十六号までを十号ずつ繰り下げ、第十二号の五を第二十二号とし、第十二号の四を第二十一号とし、第十二号の三を第二十号とし、第十二号の二を第十九号とし、第八号から第十二号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の二を第十三号とし、第七号を第十二号とし、第六号の四を第十一号とし、第六号の三を第十号とし、第六号の二を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中第三十二号を第四十号とし、第二十七号から第三十一号までを八号ずつ繰り下げ、第二十六号

の二を第三十四号とし、第二十四号から第二十六号までを七号ずつ繰り下げ、第二十三号の二を第三十号とし、第二十三号を第二十九号とし、第二十二号の二を第二十八号とし、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号の二を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一項の許可
第七条中第二十号を第二十三号とし、第十号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第九号の二を第十号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の三を第八号とし、第六号の二を第七号とする。

附 則

この政令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に係る容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の規模を定める等長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。